

「青森ゼロ災3か月運動・2017」実施要綱

青森県内の休業4日以上の労働災害による死傷者数は、平成28年は1,201件で平成27年と比較して14%増加しました。増加率は全国でワースト1位となり、平成29年においても対前年比で減少傾向が見られない状況となっています。

労働災害を防止するためには、経営トップが先頭に立って、安全衛生管理スタッフとともに全ての労働者が安全衛生活動を積極的に取り組むことが重要です。

そのため、全員参加による安全衛生活動に取り組み、無災害の継続を確認する「青森ゼロ災3か月運動・2017」を展開します。

実施事項：1 経営トップによる「安全（第一）宣言」

労働災害防止に向けた方針をトップ自らが表明し、行動目標を定め、労使が協力して行動していくようにしなければなりません。「安全（第一）宣言」を職場に掲示して取り組みます。

2 「行動目標」の実施

安全（第一）宣言とともに定めた「行動目標」を実施します。

KY（危険予知）活動、4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動、ヒヤリハット報告活動、安全衛生改善提案活動、職場巡視などの自主的な安全衛生活動を参考に定めます。

3 「月例安全点検」の実施

機械設備、作業環境等に応じた点検表を作成し、毎月、定期的な点検を実施します。

共通点検内容を示した「自主点検表」（例）を作成しましたので参考としてください。

運動期間：平成29年10月1日から同年12月31日まで

参加申込期間：平成29年9月1日から同月30日まで

参加費：無料

参加資格：青森県内の事業場（本社、支店、営業所、工場、店舗、施設等ごと）

建設業においては、工事期間が10月1日から12月31日までにわたる工事は、現場単位で参加できます。

参加申込方法：「参加申込書」（様式第1号）にご記入の上、共催団体のうちいずれか1団体に持参、郵送又はFAXで申し込んでください。

（参加申込書は、青森労働局のHPからダウンロードできます。）

参加ポスターの交付：参加申込のあった事業場には、「参加ポスター」を交付します。

参加状況の公表：共催団体や青森労働局のHPで公表します（掲載承諾事業場のみ）。

結果報告：参加事業場は、運動期間終了後、平成30年1月16日（火）までに、「結果報告書」（様式第2号）を参加申込みされた共催団体に持参、郵送又はFAXで送付してください。

3か月無災害達成事業場：「3か月無災害」を達成した事業場については、

「達成シール」を交付しますので、参加ポスターに貼付します。

「無災害確認証」を交付します。

ハローワーク求人票備考欄に「青森ゼロ災3か月運動・2017 達成事業場」と掲載しPRすることができます（希望事業場。公開開始は平成30年3月上旬からを予定。）

「3か月無災害」とは、不休災害、通勤災害を除いて無災害を達成することをいいます。

主催：青森労働局・各労働基準監督署

共催（参加申込窓口）：（一社）青森県労働基準協会・各地区労働基準協会 建設業労働災害防止協会青森県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部 林業・木材製造業労働災害防止協会青森県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部 （公社）ボイラ・クレーン安全協会青森事務所
（公社）建設荷役車両安全技術協会青森県支部 （独法）労働者健康安全機構青森産業保健総合支援センター
（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会青森支部